

平成 28 年度弁理士試験 受験案内

＜平成 28 年度弁理士試験については、試験の内容にご注意ください。＞

- ・ 短答式筆記試験において、科目別合格基準が導入され、試験問題に科目名が明示されます。
- ・ 論文式筆記試験(選択科目)において、選択問題の集約が行われます。

受験願書交付期間

平成 28 年 3 月 1 日(火)～平成 28 年 4 月 8 日(金) [午前 9 時～午後 5 時]

(行政機関の休日に該当する日を除く。)

インターネットによる受験願書請求：平成 28 年 2 月 1 日(月)～平成 28 年 3 月 22 日(火)

受験願書交付場所

特許庁、各経済産業局特許室(内閣府沖縄総合事務局特許室を含む。)及び日本弁理士会

受験願書受付期間

平成 28 年 3 月 25 日(金)～平成 28 年 4 月 8 日(金)(期限厳守)(4 月 8 日消印有効)

ご注意ください！ 以下の受験願書は受け付けません。

- ・ 特許庁に直接持参された受験願書(郵送のみの受付となります。)
- ・ 受付期間外に提出された受験願書

受験票発送時期

平成 28 年 5 月 11 日(水) を予定

試験日程

- | | |
|--|---|
| ☐ 短答式筆記試験 | 平成 28 年 5 月 22 日(日)
【合格発表 平成 28 年 6 月 13 日(月)<予定>】 |
| ☐ 論文式筆記試験(必須科目) | 平成 28 年 7 月 3 日(日) |
| 同 (選択科目) | 平成 28 年 7 月 24 日(日)
【合格発表 平成 28 年 9 月 28 日(水)<予定>】 |
| ☐ 口述試験 | 平成 28 年 10 月下旬の 1 日
【最終合格発表 平成 28 年 11 月 9 日(水)<予定>】 |

目 次

受験願書提出から資格取得までの流れ…………… 1	【受験願書等の記入例】…………… 11
I. 試験の概要…………… 2	【コード一覧】…………… 13
II. 平成 28 年度試験に関する日程等…………… 4	【別表 1】選択科目免除の対象分野…………… 14
III. 受験願書等の提出…………… 5	【別表 2】選択科目免除に該当する 公的資格者及び免除となる選択科目…………… 15
IV. 個人情報の取扱い…………… 9	【別紙 1】特別措置に関する申出書…………… 24
V. 受験願書の記入要領…………… 9	【別紙 2】免除資格通知等再発行申請書…………… 25
VI. 受験票について…………… 9	【別紙 3】送付先等変更届…………… 26
VII. 受験上の注意事項…………… 10	

受験願書提出から資格取得までの流れ

受験希望者
(受験資格の制限はありません。)

学歴制限、年齢制限、国籍制限等は一切ありません。
予備試験は平成13年度から廃止されています。

受験願書提出
(12,000円分の特許印紙及び写真を受験願書に貼付け。)

3月25日(金)
～4月8日(金)

○受験票発送
5月11日(水)<予定>

短答式筆記試験

日程：5月22日(日)
場所：東京、大阪、仙台、名古屋、福岡

(注)短答式筆記試験免除者(一部科目免除者を除く。)は、試験日に会場に来る必要はありません。

○合格発表(短答式)
6月13日(月)<予定>

**論文式筆記試験
(必須科目)**

日程：7月3日(日)
場所：東京、大阪

(注)論文式筆記試験(必須科目) 免除者は、免除される試験を受験する必要はありません。

**論文式筆記試験
(選択科目)**

日程：7月24日(日)
場所：東京、大阪

(注)論文式筆記試験(選択科目) 免除者は、免除される試験を受験する必要はありません。

○合格発表(論文式)
9月28日(水)<予定>

口述試験

日程：10月下旬の1日
場所：東京

(注)口述試験免除者は、免除される試験を受験する必要はありません。

○最終合格発表
11月9日(水)<予定>

○合格証書発送
11月11日(金)<予定>

(注)合格者に対して、合格証書を郵送します。

実務修習

受講申込：11月中旬～11月下旬 <予定>
受講期間：12月～平成29年3月末 <予定>

(注)実務修習は、指定修習機関において実施しますので、詳細は指定修習機関のホームページ等でご確認ください(巻末参照)。
○指定修習機関：日本弁理士会 ※平成28年1月現在

弁理士登録

(注) 弁理士登録の事務は、日本弁理士会が行っています。
弁理士登録に関する具体的な手続等については、日本弁理士会へお問い合わせください。

I. 試験の概要

1. 目的

弁理士になろうとする方が弁理士として必要な学識及びその应用能力を有するかどうか判定することを目的とした試験です。弁理士試験に合格し、実務修習を修了した方は、「弁理士となる資格」が得られます。

2. 受験資格

弁理士試験は、学歴、年齢、国籍等による制限は一切ありません。

3. 試験の内容

弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した方でなければ口述試験を受験することはできません。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式に合格した方でなければ論文式を受験することはできません。

なお、試験問題は弁理士法及び弁理士法施行規則の定めるところによるものとし、弁理士試験が実施される日に施行されている特許法等に関して出題します。

(1) 短答式筆記試験

試験科目及び出題数

特許・実用新案に関する法令※ 20題

意匠に関する法令※ 10題

商標に関する法令※ 10題

※出題範囲には、工業所有権に関する条約に関する規定が含まれており、工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を考査します。

工業所有権に関する条約 10題

著作権法及び不正競争防止法 10題 全60題

出題形式 五肢択一：マークシート方式(なお、いわゆるゼロ解答(五肢に加えて「いずれにも該当しない」という選択肢を設けること。))は、採用していません。)

各科目の出題範囲は、互いに一部重複しています。可否の判定の際、各問題をどの科目のものとして取り扱うかは、試験問題において明示します。

試験時間 3. 5時間

試験免除 次のいずれかに該当する場合は、受験願書での申請により短答式筆記試験が免除又は試験科目の一部が免除されます(6頁「Ⅲ. 3. (4)試験科目の免除申請時に同封が必要な書類」参照)。

① 短答式筆記試験合格者

短答式筆記試験の合格発表の日から2年間、短答式筆記試験のすべての試験科目が免除されます。

② 工業所有権に関する科目の単位を修得し大学院を修了した者

大学院の課程を修了した日から2年間、工業所有権に関する法令、工業所有権に関する条約の試験科目が免除※されます。

※事前に工業所有権審議会会長から弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書又は弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書が交付されている必要があります。

著作権法及び不正競争防止法についての試験を行います。試験時間は35分です。

③ 特許庁において審判又は審査の事務に5年以上従事した者

工業所有権に関する法令、工業所有権に関する条約の試験科目が免除されます。

著作権法及び不正競争防止法についての試験を行います。試験時間は35分です。

(2) 論文式筆記試験

【必須科目】

試験科目 工業所有権(特許・実用新案、意匠、商標)に関する法令

出題範囲には、工業所有権に関する条約に関する規定が含まれており、工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を考査します。

出題形式 論文式 (試験の際、弁理士試験用法文を貸与します。)

試験時間 特許・実用新案：2時間 / 意匠：1. 5時間 / 商標：1. 5時間

試験免除 次のいずれかに該当する場合は、受験願書での申請により論文式筆記試験(必須科目)が免除されます(6頁「Ⅲ. 3. (4)試験科目の免除申請時に同封が必要な書類」参照)。

① 論文式筆記試験(必須科目)合格者

論文式筆記試験の合格発表の日から2年間、論文式筆記試験(必須科目)が免除されます。

② 特許庁において審判又は審査の事務に5年以上従事した者

【選択科目】

試験科目 以下に掲げる6科目のうち、受験者があらかじめ選択する1科目
なお、**選択問題の選択時期は、願書提出時**となっています。
(選択科目が免除の方は選択問題を選択する必要はありません。)

科 目	選択問題
理工Ⅰ(機械・応用力学)	材料力学、流体力学、熱力学、土質工学
理工Ⅱ(数学・物理)	基礎物理学、電磁気学、回路理論
理工Ⅲ(化学)	物理化学、有機化学、無機化学
理工Ⅳ(生物)	生物学一般、生物化学
理工Ⅴ(情報)	情報理論、計算機工学
法律(弁理士の業務に関する法律)	民法※

※：総則、物権、債権が範囲となります。

出題形式 論文式

試験の際、「法律(弁理士の業務に関する法律)」の受験者には弁理士試験用法文を貸与します。

試験時間 1. 5時間

試験免除 次のいずれかに該当する場合は、受験願書での申請により論文式筆記試験(選択科目)が免除されます(6頁「Ⅲ. 3. (4)試験科目の免除申請時に同封が必要な書類」参照)。

① 論文式筆記試験(選択科目)合格者

論文式筆記試験の合格発表の日から永続的に免除されます。

② 「科目」に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する方のうち、学位授与に係る論文の審査に合格した者

(各科目における免除認定対象分野については【別表1】参照)

事前に工業所有権審議会会長から選択科目免除資格認定通知書又は選択科目免除資格仮認定通知書が交付されている必要があります。

③ 「科目」に関する研究により学校教育法第104条第1項に規定する文部科学大臣が定める学位を有する方のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者
(各科目における免除認定対象分野については【別表1】参照)

事前に工業所有権審議会会長から選択科目免除資格認定通知書又は選択科目免除資格仮認定通知書が交付されている必要があります。

④ 他の公的資格者(【別表2】参照)

技術士、一級建築士、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、薬剤師、情報処理技術者、電気通信主任技術者、司法試験合格者、司法書士、行政書士

(3) 口述試験

出題方針 論文式筆記試験で確認された総合的思考力等に基づく口述による説明力を問う問題を出すものとします。

試験科目 工業所有権(特許・実用新案、意匠、商標)に関する法令
出題範囲には、工業所有権に関する条約に関する規定が含まれており、工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を考查します。

出題形式 面接方式
試験の際、試験室内にあらかじめ用意されている弁理士試験用法文を試験委員の許可を受けて参照することができます。

試験時間 3科目それぞれについて、10分程度

試験免除 特許庁において審判又は審査の事務に5年以上従事した者

Ⅱ. 平成28年度試験に関する日程等

1. 試験日程及び受験地

試験名	期 日	着席時間	試験時間	受験地※2
短答式	5月22日(日)	12:00	12:30～16:00	東京、大阪、仙台、名古屋、福岡
論文式	〔必須科目※1〕 7月3日(日)	(特許・実用新案) 9:30	10:00～12:00	東京、大阪
		(意匠) 12:55	13:15～14:45	
		(商標) 15:10	15:30～17:00	
	〔選択科目〕 7月24日(日)	9:30	10:00～11:30	
口 述	10月下旬の1日	口述試験の日時等については、別途受験者に対して通知します。		東京

※1：特許・実用新案を受験しなかった場合は、意匠、商標の受験もできません。

※2：受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含みます。

- 各受験地における試験会場については、平成28年4月下旬頃、官報及び特許庁ホームページでお知らせします。
- 各試験の免除者(一部科目免除者を除く。)は、免除される試験を受験する必要はありません。

2. 試験問題・解答等の公表

試験名	内 容
短答式	[ホームページ] 試験問題及び解答
論文式	[ホームページ] 試験問題及び論点
口 述	[ホームページ] 試験問題テーマ

弁理士試験に出題された試験問題・解答等は、試験終了後できるだけ速やかに公表します。

3. 合格発表及び通知

試験名	発表日時<予定>	備考(発表及び通知の内容等)
短答式	6月13日(月) [掲示] 午前10時頃 [ホームページ] 正午頃	[掲示] 受験番号及び合格点 [ホームページ] 同上 [通知] 受験者全員：得点・合格点を記載した合格又は不合格通知を送付 <6月17日(金)発送予定>
論文式	9月28日(水) [掲示] 午前10時頃 [ホームページ] 正午頃	[掲示] 受験番号及び合格点(必須科目) [ホームページ] 同上 [通知] 合格者 (必須・選択両方)：合格通知及び科目免除資格通知 (必須のみ)：科目免除資格通知 (選択のみ)：科目免除資格通知 不合格者：結果通知 <10月3日(月)発送予定>
口述 (最終)	11月9日(水) [掲示] 午前10時頃 [ホームページ] 正午頃 ※官報掲載は、 11月25日(金)予定	[掲示] 受験番号 [ホームページ] 同上 [官報] 受験番号及び氏名 [通知] 合格者：合格証書 (不合格者には通知を送付しません。) <11月11日(金)発送予定>

掲示場所 特許庁1階掲示板 及び 東北・中部・近畿・九州の各経済産業局特許室
ホームページ 特許庁 <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

※電話等による可否の問い合わせには一切応じませんのでご承知おきください。

Ⅲ. 受験願書等の提出

例年、必要事項が記入されていない、必要な書類が同封されていない等の不備願書が多数提出されています。不備願書は受付期間内に補正を完了する必要がありますので、本受験案内に記載されている注意事項等をよく読み、記入漏れ及び必要書類の同封忘れ等がないようにご注意ください。
なお、同封書類が不備な場合、試験の免除がされない場合がありますのでご注意ください。

1. 受付期間 **平成28年3月25日(金)～平成28年4月8日(金)**

期間外のものは受け付けませんのでご注意ください(平成28年4月8日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。)

受験願書の記入内容や同封書類に不備がある場合、受付期間内に補正を完了する必要があります。受験願書はできる限り早めにご提出ください。

2. 提出方法 **郵送のみ(特許庁へ直接持参しても受け付けませんので、ご注意ください。)**

<宛先> 〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁内 工業所有権審議会会長宛

- 所定の受験願書提出用封筒(受験願書と同時に交付)を用い、郵便局の窓口で簡易書留扱いにして郵送してください。
- 当該受験願書等は信書に該当するため、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」で送付してください。誤ってその他の方法(メール便等)で送付された場合は、消印の取扱いではなく、特許庁に到達した日が受付日となりますのでご注意ください。
- 受験願書は1人1通のみ受け付けます。

3. 提出書類等

(1) 受験願書

- ・ 受験願書は、工業所有権審議会が交付する「平成28年度弁理士試験受験願書」以外は使用できません。
- ・ 受験願書の記入に当たっては、「V. 受験願書の記入要領」をよく読み、記入例を参照してください。

(2) 写真

写真の裏面に氏名、受験地を記入し、全面に糊を付け、受験願書の所定の欄内(写真票の欄)にしっかりと貼り付けてください。

- ・ 大きさは、縦4.5cm×横3.5cm
- ・ 脱帽、正面向、上半身像で背景が無地のもの
- ・ 受験時に眼鏡を使用する場合は、眼鏡をかけて撮影したもの
- ・ 白黒、カラーいずれも可
- ・ 受験願書提出前3ヶ月以内に撮影したもの

不鮮明なもの、集合写真やスナップ写真等の切り抜き、修正写真、複写等は認められません。

デジタルカメラで撮影した写真は、必ずデジタルカメラ専用の印画紙にプリントしてください。普通紙に印刷したものは認められません。

(3) 受験手数料

12,000円分の特許印紙を、受験願書の所定の欄内(特許印紙台帳)に貼り付けてください。なお、特許印紙は、特許庁及び全国の主な郵便局で販売しています。

特許印紙は消印しないでください。また収入印紙等の特許印紙以外の印紙は受け付けていません。特許印紙以外を貼り付けた場合や、特許印紙の額が不足している場合は、手数料未納につき、受験願書を返送又は特許印紙の追加提出をお願いすることがあります。

納付した受験手数料は、弁理士試験を受けなかった場合においても返還しません。

(4) 試験科目の免除申請時に同封が必要な書類

- 下記(ア)～(キ)の免除資格を有し、試験科目の免除申請をする方は、受験願書の該当する免除項目の希望欄に○印を記入するとともに、認定番号、資格通知番号、整理番号等を記入し、必要書類を同封してください。
- 必要書類のうち、原本照合又は証明書の発行を要するもの(下表の◆印の必要書類)については、平成28年1月13日から平成28年4月8日までの期間に照合又は発行されたものに限り受け付けます。期間外に照合又は発行されたものは認められませんのでご注意ください。
- 各証明書類の氏名が受験願書に記入する氏名と相違する場合は、その事実の確認ができる書類(戸籍抄本等)を同封してください。

(ア)短答式試験一部科目免除資格認定／短答式試験一部科目免除資格条件付認定

免除対象者	必要書類
工業所有権に関する科目の単位を修得し、大学院を修了した方 ^{※1}	・ 弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書(写し)
上記の者のうち条件付認定を受けている方 ^{※1}	・ 弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書 ・ 大学院修了証明書 ・ 大学院成績証明書

※ 1：学校教育法に基づく大学院において経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位を修得し、当該大学院の課程を修了した方で、事前申請により工業所有権審議会会長から弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書又は弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書を交付されている方に限ります。

(イ)短答式試験合格(※平成26年度、平成27年度の合格者に限る。)

免除対象者	必要書類
弁理士試験短答式筆記試験合格者	・ 弁理士試験短答式筆記試験合格通知(写し)

(ウ)論文式試験必須科目合格(※平成26年度、平成27年度の合格者に限る。)

免除対象者	必要書類
弁理士試験論文式筆記試験(必須)合格者	・ 弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)

(エ)論文式試験選択科目合格(※平成20年度以降の合格者に限る。)

免除対象者	必要書類
弁理士試験論文式筆記試験(選択)合格者	・ 弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)

(オ)選択科目免除資格認定／選択科目免除資格仮認定

免除対象者	必要書類
修士又は博士の学位を有する方 ^{※2}	・ 選択科目免除資格認定通知書(写し)
専門職の学位を有する方 ^{※3}	
上記の者のうち仮認定を受けている方 ^{※2 ※3}	・ 選択科目免除資格仮認定通知書 ・ 大学院修了証明書

※ 2：弁理士法施行規則第3条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する方のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した方で、事前申請により工業所有権審議会会長から選択科目免除資格認定通知書又は選択科目免除資格仮認定通知書を交付されている方に限ります。

※ 3：弁理士法施行規則第3条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する方のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した方で、事前申請により工業所有権審議会会長から選択科目免除資格認定通知書又は選択科目免除資格仮認定通知書を交付されている方に限ります。

注)平成21年1月1日以前に又は平成28年1月1日以前に旧選択科目により認定を受けた方については、次の表のとおり新選択科目について行う試験が免除されます。

旧選択科目 (平成21年 1月1日以前)	地球工学	機械工学	物理工学	情報通信 工学	応用化学	バイオ テクノロジー	弁理士の業務に 関する法律
旧選択科目 (平成28年 1月1日以前)	理工Ⅰ (工学)	理工Ⅰ (工学)	理工Ⅱ (数学・物理)	理工Ⅴ (情報)	理工Ⅲ (化学)	理工Ⅳ (生物)	法律 (弁理士の業務に 関する法律)
新選択科目	理工Ⅰ (機械・ 応用力学)	理工Ⅰ (機械・ 応用力学)	理工Ⅱ (数学・物理)	理工Ⅴ (情報)	理工Ⅲ (化学)	理工Ⅳ (生物)	法律 (弁理士の業務に 関する法律)

(カ)他の公的資格

免除対象者	必要書類
技術士 ^{※4}	◆ 技術士登録等証明書
一級建築士	◆ 一級建築士免許証(写し) (注)各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限ります。
第一種電気主任技術者 又は第二種電気主任技術者	・ 第一種電気主任技術者免状(写し)又は第二種電気主任技術者免状(写し)
薬剤師	・ 薬剤師免許証(写し)
情報処理技術者 ^{※5}	◆ 情報処理技術者試験合格証明書
電気通信主任技術者	・ 電気通信主任技術者資格者証(写し)
司法試験に合格した方	◆ 司法試験合格証明書 ^{※6}
司法書士	◆ 登録事項証明書
行政書士	◆ 登録事項証明書

- ※ 4：弁理士法施行規則第3条の表の上欄の第1号から第5号に掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した方と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める方に限ります。
- ※ 5：弁理士法施行規則第3条の表の上欄の第5号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した方と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める方に限ります。
- ※ 6：司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の司法試験法(昭和24年法律第140号)の規定による司法試験の第2次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第2次試験を受け、当該試験に合格した方については、**司法試験第2次試験合格証明書**

(キ)工業所有権法免除者

免除対象者	必要書類
特許庁において審判又は審査の事務に5年以上従事した方	◆ 特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して5年以上になる方であることを特許庁長官が証明する書面

(5) 特別措置に関する申出書

障害等のため、各試験の受験に際して特に何らかの措置を希望する方は、【別紙1】の様式により「特別措置に関する申出書」を作成し、医師の診断書又は障害者手帳(写し)等その程度を証明する書類を受験願書とともに提出してください。障害等の程度に応じて特別措置を行います、申出の内容によっては対応できない場合もあります。

また、受験願書提出後、不慮の事故などにより負傷した場合にも、障害等の程度に応じて特別措置を行います、申出が試験日の直前である場合や申出の内容によっては対応できない場合もあります。

ご不明な点については、工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局までお問い合わせください。

4. 免除資格通知等の再発行について

試験科目の免除申請に必要な書類のうち、工業所有権審議会会長が発行した書類を紛失等した場合は、再発行を行いますので、以下の要領により平成28年3月25日(金)(必着)までに申請手続きを行ってください。

(1) 申請方法

「免除資格通知等再発行申請書」に必要事項を記入し、必要書類とともに工業所有権審議会会長宛に郵送してください。なお、封筒の表面に「免除資格通知等再発行申請書在中」と朱書してください。

<宛先> 〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁内 工業所有権審議会会長宛

(2) 提出書類

○ 【別紙2】免除資格通知等再発行申請書

○ 本人確認ができる書類(運転免許証等の写し)

工業所有権審議会会長が発行した通知等と申請書の氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことを確認できる書類(戸籍抄本等)を同封してください。

○ 返信用封筒

長形3号(120mm×235mm)程度の大きさの封筒に、宛先(再発行された書類の送付先)を明記し、82円分の郵便切手を貼付してください。なお、簡易書留等による郵送を希望する場合には、所定の郵便切手を貼り「簡易書留」等と明示してください。

5. 受験願書提出後の記入内容の変更

(1) 送付先、電話番号、氏名等の変更

受験願書提出後に記入内容の変更がありましたら、【別紙3】「送付先等変更届」の様式により受験番号(受験票到着前の場合は記入不要)、氏名、連絡先等及び変更の内容を記入し、工業所有権審議会会長宛に遅滞なく提出してください。なお、氏名の変更の場合は、その事実の確認ができる書類(戸籍抄本等)を同封してください。

送付先変更の場合は郵便物が新送付先へ転送されるよう郵便局へ手続きをしてください。

(2) 受験地の変更

受験願書提出後の受験地変更は原則認められません。

ただし、遠隔地への転勤等やむを得ない事情が生じた場合は、「受験地変更届」(様式不問)を工業所有権審議会会長宛に遅滞なく提出してください。受験地変更届には、受験番号(受験票到着前の場合は記入不要)、氏名、電話番号、変更前・変更後の受験地及び受験地を変更する理由を記入し、受験地を変更する理由を証明できる書類(転勤の場合は、辞令(写し)等)を必ず同封してください。

(3) 選択科目及び選択問題の変更

いかなる理由でも変更は認められません。

受験願書を提出する前に、選択した科目及び選択問題が誤っていないかを必ず確認してください。

IV. 個人情報情報の取扱い

受験願書に記入された個人情報等については、弁理士試験実施事務及び統計目的以外に使用することはありません。ただし、指定修習機関による実務修習の実施にあたり、受験願書の記入を基にした弁理士試験合格者の個人情報(氏名・住所・電話番号)を指定修習機関に提供する場合があります。

V. 受験願書の記入要領

例年、必要事項が記入されていない、必要な書類が同封されていない等の不備願書が多数提出されています。不備願書は受付期間内に補正を完了する必要がありますので、本受験案内に記載されている注意事項や記入例等をよく読み、記入漏れ及び必要書類の封入忘れ等がないようにご注意ください。

- 受験番号欄及び特許庁使用欄を除き、該当する箇所はすべて記入してください。
- 受験願書等は黒・青インクの筆記具(鉛筆等や摩擦熱でインクが消せる筆記具、裏写りするものを除く。)を用い、丁寧に記入してください。
- 修正する場合は、修正液を使用せずに二重線で消し、赤字で訂正してください。訂正印は必要ありません。
- 数字はすべて算用数字を用いてください(アパート・マンション名等固有名詞を除く。)
- 選択する箇所は、該当箇所を○で囲んでください。
- 論文式試験選択科目及び選択問題、免除項目(他の公的資格)、職種、学歴欄については、【コード一覧】(13頁)から該当するものを選択してください。論文式試験選択科目欄には科目名及び選択問題名も併せて記入してください。なお、選択科目が免除の方は選択問題名の記入は不要です。
- 【受験願書等の記入例】(11～12頁)に具体的な記入方法を例示していますので、各項目の注意事項をよく読み、不備がないように正確に記入してください。
- 提出する前に記入済の受験願書を複写し、保管しておくことをお勧めします。記入不備等があった場合、確認等が円滑に行えます。
- 日本国外に在住の方は、送付先欄に必ず日本国内在住の家族・知人等の送付先・電話番号を記載してください(そちらが受験願書や受験票、結果通知等の送付先となります。)
- 外国籍の方で通称名による表記を希望する方は、氏名欄に通称名を赤字で記載してください。

VI. 受験票について

1. 受験票の発送

平成28年5月11日(水)の発送を予定しています。発送予定日から1週間が経過しても受験票が到着しない場合は、本受験案内末尾に記載してある工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局までお問い合わせください。

なお、受験票は、はがきサイズのものを普通郵便にて発送します。

2. 受験票の再発行について

受験票を紛失した場合等は、速やかに本受験案内末尾に記載してある工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局までご連絡ください。本人確認を行った上で受験票を再発行します。

3. 記載内容について

受験票には試験の期日、時間、試験会場等について記載されています。なお、記載されている試験会場以外で受験することはできませんので、試験会場を確認の上、受験してください。

VII. 受験上の注意事項

1. 筆記試験の受験

- (1) 試験開始前に注意事項等の説明を行いますので、決められた着席時刻までに必ず着席してください。
- (2) 試験開始時刻までに入室しない場合は、受験することができません。
ただし、本人の責によらないと認められる場合は、試験開始30分以内に試験室に到着し、本人の責によらないことを証明できる場合に限り、通常の試験時間内において受験を認める場合があります。
- (3) 受験の際は必ず受験票を持参し、受験中は机の上に置いてください。
- (4) 試験開始後、短答式筆記試験については30分間、論文式筆記試験については60分間、また、試験終了前の10分間は途中退室できません。なお、退室する場合には手を挙げて監督員の指示に従ってください。
- (5) 試験時間中の喫煙及び飲食は禁止とします。ただし、短答式筆記試験においては、ふた付きのペットボトルに入った飲料1本(500ml程度)に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。
- (6) 試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合には手を挙げて監督員の指示に従ってください。
- (7) 試験時間中は、携帯電話等の通信機器及び電子機器類の使用はできません。監督員の指示に従って、必ず電源を切ってかばんの中にしまってください。
- (8) 論文式筆記試験の必須科目において、3科目のうち1科目でも受験しない場合は、3科目すべてについて採点しません。また、特許・実用新案を受験しなかった場合は、意匠、商標の受験もできません。
- (9) 試験問題及び論文式筆記試験の際に貸与する試験用の法文集は、試験終了後に持ち帰ることができます。ただし、試験時間の途中で退室する場合は、試験終了時間まで持ち帰ることができません。なお、必須科目の法文集は必須科目のすべての試験を受験した方に限り持ち帰ることができます。
- (10) 携行品
 - ① 受験票
 - ② 筆記具【短答式】黒鉛筆又はシャープペンシル(HB又はB)、プラスチック製消しゴム
【論文式】黒・青インクの万年筆又はボールペン(プラスチック製消しゴム、摩擦熱等でインクが消せる筆記具、鉛筆、サインペンは不可)
 - ③ 時計(通信機能等を有するものを除く。)

2. その他

- (1) 口述試験についての注意事項は、筆記試験合格者に対して別途通知します。
- (2) 試験会場への車の乗り入れは厳禁です。また、直接の問い合わせもご遠慮ください。
- (3) 試験時間中は、監督員の指示に従ってください。
- (4) 試験時間中、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来すような行為は決して行わないでください。

受験願書等の記入例

<修正方法>

二重線で消し、**赤字**で修正してください。訂正印は不要です。
各種コード一覧は13頁にあります。

平成28年度弁理士試験受験願書
工業所有権審議会会長 殿

①氏名		姓 特 許		名 太 郎		①性別	1:男 2:女
③生年月日		1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成		5 2 年 0 5 月 0 5 日		④年齢 3 8 歳	
⑤送付先		〒460-0000 愛知 都 道 名古屋 市 区 中区〇-〇-〇 意匠アパート 102号室 120号室					
		自宅 TEL: 99-9999-9999 携帯 TEL: 0X0-9999-9999 E-mail: PA0113@jpo.go.jp					
⑥受験地		※免除者も必ずいずれかを選択してください。 【短答式】1:東京 2:大阪 3:仙台 4:名古屋 5:福岡 【論文式】※短答式で3,4,5を選択した場合のみ→1:東京 2:大阪					
⑦論文式試験 選択科目		科目コード		問題コード		※免除者は記載不要です	
		0 3		理工Ⅲ(化学)		3 1 化学一般	
⑧免除項目		希望		認定番号、資格通知番号、整理番号等			
(7) 短答式試験一部科目 免除資格(条件付)認定		(有)		1 1 1 0 0 0 1			
(4) 短答式筆記試験合格		(有)					
(9) 論文式試験 必須科目合格		(有)					
(5) 論文式試験 選択科目合格		(有)					
(4) 選択科目免除 資格(仮)認定		(有)		- - - - -			
(4) 他(の)公的資格		(有)		資 格 コ ー ド			
(4) 工業所有権法免除者		(有)					
⑨職種		職 種 コ ー ド		勤務先名称			
		0 1		〇〇〇株式会社			
⑩学歴		学 歴 コ ー ド		出身 系 統			
		0 1		1:理工系 2:法文系 3:その他			
		校名・学部 ・専攻名等		〇〇大学大学院工学研究科〇〇工学専攻			
		1:昭和 2:平成		0 9 年 0 4 月 ~		1:昭和 2:平成 1 1 年 0 3 月	
⑪試験受験回数		0 3 回		⑫短答式試験合格回数		0 1 回	

写 真 票

平成28年度弁理士試験

受験番号		記入しないでください	
①氏名		特 許 太 郎	
⑥受験地		1:東京 2:大阪 3:仙台 4:名古屋 5:福岡 ※受験地3,4,5の場合→1:東京 2:大阪	

⑬ 写 真

1. 写真の裏面に氏名・受験地を記入して全面に糊を付け、しっかりと貼り付けてください。

2. 出願前3月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きで背景のないものを用いてください。
また、受験時に眼鏡等を使用する方は、必ずそれらを用いた写真を用いてください。

(4.5cm × 3.5cm)

(きりはなさないでください)

<記載要項>

- 受験番号を除き、該当する箇所はすべて記載してください。
- 記載内容を修正する場合は、二重線で消し、必ず赤字で修正してください。訂正印は必要ありません。なお、修正液は使用しないでください。
- 選択する箇所は○印で囲んでください。
- ⑦科目コード、⑧問題コード、⑨他の公的資格、⑩職種コード、⑪学歴コードの各コードは、受験案内に記載された一覧から該当するものを選択してください。
- 勤務先名称についても、必ず、記載してください。
- 論文式試験選択科目欄については、選択科目免除者の場合、「選択コード」及び「選択科目の名称」のみ記載してください。

平成28年度
弁理士試験 特 許 印 紙 台 帳

①氏名		特 許 太 郎	
-----	--	---------	--

特許印紙台帳

特許印紙以外を貼付した場合や、特許印紙の額が不足している場合は、手数料未納につき、受験願書を返送又は特許印紙の追加提出をお願いすることがあります。
(6頁「Ⅲ. 3. (3) 受験手数料」参照)

1. **特許印紙12,000円分**を貼付してください。
2. 消印したものは無効です。
3. **特許印紙は特許庁内及び全国の主な郵便局で販売しております。**
4. 収入印紙等は受け付けませんのでご注意ください。

①氏名

- ・氏名欄の下段は、楷書で戸籍どおりに記入してください。
合格証書は受験願書の表記に従って発行しますが、受験票・合格発表時等の氏名については、電算機の都合上、常用漢字で表記する場合がありますのでご承知おください。
- ・外国籍の方で通称名による併記を希望する場合は、本名のほか、通称名を()書きで記入してください。
- ・押印は必要ありません。

②性別

- ・該当に○をしてください。

③生年月日

- ・元号を○で選択し、和暦で記入してください。

④年齢

- ・平成28年4月1日現在の年齢を記入してください。

<認定通知番号の記載方法>⑧の(7)と(4)

- ・短答式試験一部科目免除資格認定又は条件付認定を受けた方は、認定番号を記入してください。
- ・選択科目免除資格認定又は仮認定を受けた方は、通知書右下に記載された整理番号を記入してください。
- ・条件付認定・仮認定の方は、最終欄に「k」を記入してください。

<記載例>

○(7)の条件なしで認定を受けた方

1 1 - 0 1 0 0 -

○(7)の条件付で認定を受けた方

1 1 - 0 1 0 0 - k

○(4)の認定を受けた方

1 1 - 0 2 - 0 1 0 0 -

○(4)の仮認定を受けた方

1 1 - 0 2 - 0 1 0 0 - k

⑤送付先 ※受験票、結果通知等の郵送先

- ・郵便物が必ず届くよう正確に記入してください(アパート・マンション名、同居の場合は～方等も必ず記入してください。)
- ・日本国外に在住の方は、必ず日本国内在住の家族・知人等の住所・電話番号を記入してください。
- ・受験願書提出後に転居した場合は、【別紙3】「送付先等変更届」を工業所有権審議会会長宛に遅滞なく提出するとともに、郵便局に転居届を提出し、郵便物が新住所へ転送されるよう手続きをしてください。
- ・電話番号は、願書不備の際等に問合わせることがありますので、**日中必ず連絡がとれる番号**を記入してください。

⑥受験地

- ・**免除の有無にかかわらず**、短答式筆記試験の受験地を1～5から選択してください。
- ・3：仙台、4：名古屋、5：福岡を選択した方は、受験地(論文式)を選択してください。
1：東京及び2：大阪を選択した方は、受験地(論文式)を選択できません。
- ・願書提出後は、原則として変更できません。

⑦論文式試験選択科目

- ・**免除の有無にかかわらず**、次頁の一覧から希望する選択科目を選択し、科目コード、科目名を記入してください。免除のない方は選択問題についても選択し、問題コード及び問題名も記入してください。
- ・免除有の方：科目コード、科目名を記入してください。
- ・免除無の方：科目コード、科目名、問題コード、問題名を記入してください。
- ・**願書提出後は、いかなる理由でも変更できません。**

⑧免除項目

- ・希望する免除項目の希望欄に○を記入してください。
- ・選択した免除項目について、認定番号、資格通知番号、整理番号等を記入してください。
- ・(ハ)他の公的資格については、次頁の一覧から公的資格コードを選択し、記入してください。
※免除には、**証明書の添付**が必要です。添付すべき書面が適切であるかどうか確認してください。
(6ページ「Ⅲ. 3. (4)試験科目の免除申請時に同封が必要な添付書類」参照)

⑨職種

- ・学生であって現在職に就いていない方、無職の方も次頁の一覧から職種コードを選択し、必ず記入してください。

⑩学歴

- ・次頁のコード一覧から学歴コードを選択し、校名は省略せずに正確に記入してください。

例) 慶應義塾大学、國學院大學、防衛大学校

※ ただし「国立大学法人」や高等学校における「都道府県立」等は記入しないでください。

- ・大学、大学院については、学部名・学科名・専攻名まで記入してください。
- ・在学期間は、現在在学中の方については、終期の記入は必要ありません。

⑪⑫試験受験・合格回数

- ・試験受験回数は、平成28年度の試験は含みません。
- ・⑨～⑫については、統計に使用します。試験の可否には関係ありませんので、できる限り正確に記入してください。
- ・本試験初受験の方は、受験回数を「0」で記入して下さい。

⑬写真

- ・写真は以下のものを用意し、裏面に氏名及び受験地を記入し、全面に糊を付け、所定の箇所にしっかり貼付してください。

- ☒ 大きさ縦4.5cm×横3.5cm
- ☒ 脱帽、正面向、上半身像で背景なし
- ☒ 受験時に眼鏡を使用する場合は、眼鏡をかけて撮影したもの
- ☒ 受験願書提出前3ヶ月以内に撮影したもの

- ・白黒・カラーの別は問いませんが、不鮮明なもの、集合写真やスナップ写真等の切り抜き修正写真、コピー等は認められません。
- ・デジタルカメラで撮影した写真は、必ずデジタルカメラ専用の印画紙にプリントしてください。
普通紙に印刷したものは認められません(6頁「Ⅲ. 3. (2)写真」参照)。

【コード一覧】

⑦論文式試験選択科目

科目コード・科目名	問題コード・選択問題名
01: 理工Ⅰ(機械・応用力学)	11: 材料力学
	12: 流体力学
	13: 熱力学
	14: 土質工学
02: 理工Ⅱ(数学・物理)	21: 基礎物理学
	22: 電磁気学
	23: 回路理論
03: 理工Ⅲ(化学)	31: 物理化学
	32: 有機化学
	33: 無機化学
04: 理工Ⅳ(生物)	41: 生物学一般
	42: 生物化学
05: 理工Ⅴ(情報)	51: 情報理論
	52: 計算機工学
06: 法律(弁理士の業務に関する法律)	61: 民法

⑨職種コード

01: 会社員
02: 特許事務所
03: 公務員
04: 教員
05: 法律事務所
06: 学生
07: 自営業
08: 無職
09: その他

⑩学歴コード

01: 大学院修了
02: 大学院在学
03: 大学院退学
04: 大学卒業
05: 大学在学
06: 大学退学
07: 短大・専門・高専卒業
08: 高校卒業
09: 中学卒業
10: その他

⑧免除項目 (h) 他の公的資格：資格者コード

01: 技術士であって経済産業大臣が認める者
02: 一級建築士
03: 第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者
04: 薬剤師
05: 情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって経済産業大臣が認める者
06: 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者
07: 司法試験に合格した者
08: 司法書士
09: 行政書士

【別表 1】選択科目免除の対象分野

科目	免除認定対象分野	
理工Ⅰ (機械・応用力学)	「理工Ⅰ(機械・応用力学)」の選択問題となっている分野(材料力学、流体力学、熱力学、土質工学)、制御工学、機械力学、構造力学、建築構造、環境工学、リサイクル工学、LCA(ライフサイクルアセスメント)、環境影響評価、衛生工学、交通工学、人間工学、安全工学、地震工学など。	力学を基本とした評価、設計、生産に関わる工学分野を対象とする。
理工Ⅱ (数学・物理)	「理工Ⅱ(数学・物理)」の選択問題となっている分野(基礎物理学、電磁気学、回路理論)、計測工学、光学、電子デバイス工学、エネルギー工学、物性物理学、量子力学、熱統計力学、素粒子論、表面・界面物理、マイクロ・ナノデバイス工学、相対論、原子核物理、原子・分子物理学、量子エレクトロニクス、薄膜・結晶工学、宇宙物理学、地球惑星科学、天文学、地学、数学、数理工学、情報セキュリティ工学(暗号方式など数学的要素が高いもの)、地球物理、ソフトマター物理、磁性、高分子物理、光物性など。	数学・物理に関する分野及びそれを応用した電子工学などの工学分野を対象とする。
理工Ⅲ (化学)	「理工Ⅲ(化学)」の選択問題となっている分野(物理化学、有機化学、無機化学)、材料化学(プロセス・リサイクルに関するものを含む)、薬学、環境化学、化学工学、触媒化学、反応化学、分析化学、計測化学、土壌学(化学的分析・有機化学・無機化学に関するもの)、医学・歯学・衛生学(材料・物質に関するもの)など。	化学系分野を対象とする。
理工Ⅳ (生物)	「理工Ⅳ(生物)」の選択問題となっている分野(生物学一般、生物化学)、生命工学、資源生物学、農学、培養工学、医学・衛生学・土壌学(生物に関するもの)など。	生物系分野を対象とする。
理工Ⅴ (情報)	「理工Ⅴ(情報)」の選択問題となっている分野(情報理論、計算機工学)、通信工学、情報工学、情報基礎、アルゴリズム、ソフトウェア工学、データベース工学、人工知能工学、情報セキュリティ工学(実用・応用を重視したもの)、信号処理工学、メディア工学、経営システム工学、グループウェア、生体情報学、自然言語処理など。	情報理論及び情報通信工学を基本として、その高性能化、高機能化、新しい応用などの工学分野を対象とする。
法律 (弁理士の業務に関する法律)	「法律(弁理士の業務に関する法律)」の選択問題となっている法律(民法)、民事訴訟法、著作権法、不正競争防止法、独占禁止法、行政法、国際私法、種苗法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、関税法、不当景品類及び不当表示防止法、国際経済法など。	弁理士の業務に関連する法律のうち、工業所有権四法以外を対象とする。

【別表 2】選択科目免除に該当する公的資格者及び免除となる選択科目

選択科目免除に該当する公的資格者		
技術士であって、以下の技術部門において対応する選択科目を 2 次試験又は本試験で受験した者		
技術部門	2 次試験又は本試験で受験した選択科目	免除となる選択科目 (下記に掲げる対応科目)
機械部門	機械設計	理工 I (機械・応用力学)
	材料力学	
	機械力学・制御	
	動力エネルギー	
	熱工学	理工 I (機械・応用力学)、 理工 III (化学)
	流体工学	
	加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	理工 I (機械・応用力学)、 理工 II (数学・物理)、 理工 III (化学)
	交通・物流機械及び建設機械	理工 I (機械・応用力学)、 理工 II (数学・物理)
	ロボット	理工 I (機械・応用力学)
	情報・精密機器	理工 I (機械・応用力学)、 理工 II (数学・物理)
	機械加工及び加工機	理工 I (機械・応用力学)、 理工 III (化学)
	原動機	理工 I (機械・応用力学)
	精密機械	理工 I (機械・応用力学)、 理工 II (数学・物理)
	鉄道車両及び自動車	理工 I (機械・応用力学)、 理工 III (化学)
	化学機械	理工 I (機械・応用力学)、 理工 III (化学)
	流体機械	理工 I (機械・応用力学)
	建設、鉱山、荷役及び運搬機械	
	産業機械	
	暖冷房及び冷凍機械	理工 I (機械・応用力学)、 理工 II (数学・物理)
	機械設備	
	鉄道車両	
	自動車	
	建設及び鉱山機械	理工 I (機械・応用力学)
	荷役・運搬機械	
	機械工作	理工 III (化学)
	工作機械	理工 I (機械・応用力学)
	建設機械	
船舶・海洋部門	船舶	理工 I (機械・応用力学)
	海洋空間利用	
	船用機器	
	船体、造船工作及び造船設備	
	船用機械	
	船体	
	造船工作及び造船設備	
	造船設備	
航空・宇宙部門	機体システム	理工 I (機械・応用力学)
	航行援助施設	理工 I (機械・応用力学)、 理工 II (数学・物理)
	宇宙環境利用	理工 II (数学・物理)、 理工 IV (生物)
	機体	理工 I (機械・応用力学)
	航空機用原動機	
	装備	
	原動機	
	保安施設	理工 II (数学・物理)

技術部門	2 次試験又は本試験で受験した選択科目	免除となる選択科目 (下記に掲げる対応科目)
電気電子部門	送配電	理工Ⅱ (数学・物理)
	電気応用	
	電子応用	
	情報通信	理工Ⅴ (情報)
	電気設備	理工Ⅱ (数学・物理)
	電気機械	
	電気通信	
	計測制御	
	電気材料	
	送配電	
化学部門	セラミックス及び無機化学製品	理工Ⅲ (化学)
	有機化学製品	
	燃料及び潤滑油	
	高分子製品	
	化学装置及び設備	
	無機薬品及び肥料	
	セラミックス	
	有機合成品	
	化学肥料	
	窯業	
	無機薬品	
	繊維素加工	
	プラスチック	
	電気化学	
	プラスチック	
	プラスチック	
	電気分解	
	燃料	
繊維部門	紡糸・加工糸の方法及び設備	理工Ⅲ (化学)
	紡績及び製布	
	繊維加工	
	繊維二次製品の製造及び評価	理工Ⅰ (機械・応用力学)、 理工Ⅱ (数学・物理)
	紡糸、製糸、紡績及び製布	理工Ⅲ (化学)
	縫製	理工Ⅰ (機械・応用力学)、 理工Ⅱ (数学・物理)
	紡糸、製糸及び紡績	理工Ⅲ (化学)
	製布	
	染色仕上加工	
	縫製品	理工Ⅰ (機械・応用力学)、 理工Ⅱ (数学・物理)
	紡糸	理工Ⅲ (化学)
	製糸及び紡績	
	紡績	
金属部門	鉄鋼生産システム	理工Ⅲ (化学)
	非鉄生産システム	
	金属材料	
	表面技術	

技術部門	2次試験又は本試験で受験した選択科目	免除となる選択科目 (下記に掲げる対応科目)
金属部門	金属加工	理工Ⅲ(化学)
	鉄冶金	
	非鉄冶金	
	表面処理(金属防食を含む。)	
資源工学部門	固体資源の開発及び生産	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	流体資源の開発及び生産	
	資源循環及び環境	
	金属及び非金属鉱業	
	石炭、石油及び天然ガス鉱業	
	金属鉱業	
	石炭及び石油鉱業	
	石炭鉱業	
建設部門	石油鉱業	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	都市及び地方計画	
	河川、砂防及び海岸・海洋	
	港湾及び空港	
	電力土木	
	道路	
	鉄道	
	トンネル	
	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	
	河川、砂防及び海岸	
	施工計画及び施工設備	
	発電土木	
	水力	
上下水道部門	港湾(空港を含む。)	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	施工及び施工設備	
	上水道及び工業用水道	
	下水道	
	水道環境	
衛生工学部門	上水道	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	工業用水道	
	大気管理	理工Ⅲ(化学)
	水質管理	
	廃棄物管理	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	空気調和	
	建築環境	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	廃棄物処理	
	空気調和施設	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	建築環境施設	
	廃棄物管理計画	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	汚物処理	
	汚物処理及び廃水処理	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	衛生施設	

技術部門	2次試験又は本試験で受験した選択科目	免除となる選択科目 (下記に掲げる対応科目)
農業部門	畜産	理工Ⅳ(生物)
	農芸化学	理工Ⅲ(化学)
	農業土木	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	農業及び蚕糸	理工Ⅳ(生物)
	農村地域計画	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	農村環境	理工Ⅳ(生物)
	植物保護	理工Ⅳ(生物)
	地域農業開発計画	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	蚕糸	理工Ⅳ(生物)
	農業	理工Ⅳ(生物)
森林部門	林業	理工Ⅳ(生物)
	森林土木	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	林産	理工Ⅳ(生物)
	森林環境	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅳ(生物)
水産部門	漁業及び増養殖	理工Ⅳ(生物)
	水産加工	理工Ⅳ(生物)
	水産土木	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	水産水域環境	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	漁業	理工Ⅳ(生物)
	増養殖	理工Ⅳ(生物)
経営工学部門	生産マネジメント	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	サービスマネジメント	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	ロジスティクス	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	数理・情報	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅴ(情報)
	金融工学	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	生産管理	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	包装及び物流	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	プロジェクト・エンジニアリング	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	工場管理	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	包装	理工Ⅰ(機械・応用力学)
情報工学部門	科学技術情報管理	理工Ⅴ(情報)
	コンピュータ工学	理工Ⅴ(情報)
	ソフトウェア工学	理工Ⅴ(情報)
	情報システム・データ工学	理工Ⅴ(情報)
	情報ネットワーク	理工Ⅴ(情報)
	情報システム	理工Ⅴ(情報)
	情報数理及び知識処理	理工Ⅴ(情報)
	情報応用	理工Ⅴ(情報)
	電子計算機システム	理工Ⅴ(情報)
	情報数理	理工Ⅴ(情報)
	情報管理	理工Ⅴ(情報)
	数学応用	理工Ⅴ(情報)
応用理学部門	電子計算機応用	理工Ⅴ(情報)
	物理及び化学	理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)
	地球物理及び地球化学	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	地質	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	数学	理工Ⅴ(情報)

技術部門	2次試験又は本試験で受験した選択科目	免除となる選択科目 (下記に掲げる対応科目)
応用理学部門	地球物理	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	生物	理工Ⅳ(生物)
	気象	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	物理	理工Ⅱ(数学・物理)
生物工学部門	細胞遺伝子工学	理工Ⅲ(化学)、 理工Ⅳ(生物)
	生物化学工学	
	生物環境工学	
	生物利用技術	
	生体成分利用技術	
環境部門	環境保全計画	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	環境測定	理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅳ(生物)
	自然環境保全	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	環境影響評価	
原子力・放射線 部門	原子炉システムの設計及び建設	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)
	原子炉システムの運転及び保守	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	核燃料サイクルの技術	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)
	放射線利用	理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)、 理工Ⅳ(生物)
	放射線防護	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)、 理工Ⅳ(生物)
総合技術監理 部門	機械一般及び機械設計	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	機械一般及び材料力学	
	機械一般及び機械力学・制御	
	機械一般及び動力エネルギー	
	機械一般及び熱工学	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	機械一般及び流体工学	
	機械一般並びに加工・ファクトリーオートメーション 及び産業機械	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)
	機械一般並びに交通・物流機械及び建設機械	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	機械一般及びロボット	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	機械一般及び情報・精密機器	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	機械一般並びに機械加工及び加工機	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	機械一般及び原動機	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	機械一般及び精密機械	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	機械一般並びに鉄道車両及び自動車	
	機械一般及び化学機械	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	機械一般及び流体機械	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	機械一般並びに建設・鉱山・荷役及び運搬機械	
	機械一般及び産業機械	
	機械一般並びに暖冷房及び冷凍機械	
	機械一般及び機械設備	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)

技術部門	2次試験又は本試験で受験した選択科目	免除となる選択科目 (下記に掲げる対応科目)
総合技術監理 部門	船舶・海洋一般及び船舶	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	船舶・海洋一般及び海洋空間利用	
	船舶・海洋一般及び舶用機器	
	船舶一般並びに船体、造船工作及び造船設備	
	船舶一般及び舶用機械	
	航空・宇宙一般及び機体システム	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	航空・宇宙一般及び航行援助施設	
	航空・宇宙一般及び宇宙環境利用	理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅳ(生物)
	航空・宇宙一般及び機体	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	電気電子一般及び送配変電	理工Ⅱ(数学・物理)
	電気電子一般及び電気応用	
	電気電子一般及び電子応用	
	電気電子一般及び情報通信	理工Ⅴ(情報)
	電気電子一般及び電気設備	理工Ⅱ(数学・物理)
	電気・電子一般及び送配変電	
	電気・電子一般及び電気応用	
	電気・電子一般及び電子応用	
	電気・電子一般及び情報通信	
	電気・電子一般及び電気設備	理工Ⅱ(数学・物理)
	化学一般並びにセラミックス及び無機化学製品	理工Ⅲ(化学)
	化学一般及び有機化学製品	
	化学一般並びに燃料及び潤滑油	
	化学一般及び高分子製品	
	化学一般並びに化学装置及び設備	
	繊維一般並びに紡糸・加工糸の方法及び設備	
	繊維一般並びに紡績及び製布	
	繊維一般及び繊維加工	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	繊維一般並びに繊維二次製品の製造及び評価	
	繊維一般並びに紡糸、製糸、紡績及び製布	理工Ⅲ(化学)
	繊維一般及び縫製	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	金属一般及び鉄鋼生産システム	理工Ⅲ(化学)
	金属一般及び非鉄生産システム	
	金属一般及び金属材料	
	金属一般及び表面技術	
	金属一般及び金属加工	
	資源工学一般並びに固体資源の開発及び生産	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	資源工学一般並びに流体資源の開発及び生産	
	資源工学一般並びに資源循環及び環境	
	資源工学一般並びに金属及び非金属鉱業	
	資源工学一般並びに石炭、石油及び天然ガス鉱業	
	建設一般並びに土質及び基礎	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	建設一般並びに鋼構造及びコンクリート	
	建設一般並びに都市及び地方計画	
	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋	
	建設一般並びに港湾及び空港	
	建設一般及び電力土木	
	建設一般及び道路	
	建設一般及び鉄道	
	建設一般及びトンネル	
	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算	
	建設一般及び建設環境	
	建設一般並びに河川、砂防及び海岸	
	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	上下水道一般及び下水道	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	上下水道一般及び水道環境	
	水道一般並びに上水道及び工業用水道	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)

技術部門	2 次試験又は本試験で受験した選択科目	免除となる選択科目 (下記に掲げる対応科目)
総合技術監理 部門	水道一般及び下水道	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	水道一般及び水道環境	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	衛生工学一般及び大気管理	理工Ⅲ(化学)
	衛生工学一般及び水質管理	理工Ⅲ(化学)
	衛生工学一般及び廃棄物管理	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	衛生工学一般及び空気調和	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	衛生工学一般及び建築環境	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	衛生工学一般及び廃棄物処理	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅲ(化学)
	衛生工学一般及び空気調和施設	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	衛生工学一般及び建築環境施設	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	衛生工学一般及び廃棄物管理計画	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	農業一般及び畜産	理工Ⅳ(生物)
	農業一般及び農芸化学	理工Ⅲ(化学)
	農業一般及び農業土木	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	農業一般並びに農業及び蚕糸	理工Ⅳ(生物)
	農業一般及び農村地域計画	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	農業一般及び農村環境	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	農業一般及び植物保護	理工Ⅳ(生物)
	農業一般及び地域農業開発計画	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	森林一般及び林業	理工Ⅳ(生物)
	森林一般及び森林土木	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	森林一般及び林産	理工Ⅳ(生物)
	森林一般及び森林環境	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅳ(生物)
	林業一般及び林業	理工Ⅳ(生物)
	林業一般及び森林土木	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	林業一般及び林産	理工Ⅳ(生物)
	水産一般並びに漁業及び増養殖	理工Ⅳ(生物)
	水産一般及び水産加工	理工Ⅳ(生物)
	水産一般及び水産土木	理工Ⅳ(生物)
	水産一般及び水産水域環境	理工Ⅳ(生物)
	経営工学一般及び生産マネジメント	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	経営工学一般及びサービスマネジメント	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	経営工学一般及びロジスティクス	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	経営工学一般及び数理・情報	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅴ(情報)
	経営工学一般及び金融工学	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	経営工学一般及び生産管理	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	経営工学一般並びに包装及び物流	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	経営工学一般及びプロジェクト・エンジニアリング	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	情報工学一般及びコンピュータ工学	理工Ⅴ(情報)
	情報工学一般及びソフトウェア工学	理工Ⅴ(情報)
	情報工学一般及び情報システム・データ工学	理工Ⅴ(情報)
	情報工学一般及び情報ネットワーク	理工Ⅴ(情報)
	情報工学一般及び情報システム	理工Ⅴ(情報)
	情報工学一般並びに情報数理及び知識処理	理工Ⅴ(情報)
	情報工学一般及び情報応用	理工Ⅴ(情報)
	情報工学一般及び電子計算機システム	理工Ⅴ(情報)
	応用理学一般並びに物理及び化学	理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)
	応用理学一般並びに地球物理及び地球化学	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)

技術部門	2次試験又は本試験で受験した選択科目	免除となる選択科目 (下記に掲げる対応科目)
総合技術監理 部門	応用理学一般及び地質	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	生物工学一般及び細胞遺伝子工学	理工Ⅲ(化学)、 理工Ⅳ(生物)
	生物工学一般及び生物化学工学	
	生物工学一般及び生物環境工学	
	生物工学一般及び生物利用技術	
	生物工学一般及び生体成分利用技術	
	環境一般及び環境保全計画	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	環境一般及び環境測定	理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅳ(生物)
	環境一般及び自然環境保全	理工Ⅰ(機械・応用力学)
	環境一般及び環境影響評価	
	原子力・放射線一般並びに原子炉システムの設計及び建設	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)
	原子力・放射線一般並びに原子炉システムの運転及び保守	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)
	原子力・放射線一般及び核燃料サイクルの技術	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)
	原子力・放射線一般及び放射線利用	理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)、 理工Ⅳ(生物)
	原子力・放射線一般及び放射線防護	理工Ⅰ(機械・応用力学)、 理工Ⅱ(数学・物理)、 理工Ⅲ(化学)、 理工Ⅳ(生物)

選択科目免除に該当する公的資格者	免除となる選択科目
一級建築士	理工Ⅰ(機械・応用力学)
第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている方	理工Ⅱ(数学・物理)
薬剤師	理工Ⅲ(化学)
以下の試験区分において情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている方	理工Ⅴ(情報)
○ ITストラテジスト試験	
○ システムアーキテクト試験	
○ プロジェクトマネージャ試験	
○ ネットワークスペシャリスト試験	
○ データベーススペシャリスト試験	
○ エンベデッドシステムスペシャリスト試験	
○ 情報セキュリティスペシャリスト試験	
○ ITサービスマネージャ試験	
○ システム監査技術者試験	
○ 応用情報技術者試験	
○ システムアナリスト試験	
○ アプリケーションエンジニア試験	
○ ソフトウェア開発技術者試験	
○ テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験	
○ テクニカルエンジニア(データベース)試験	
○ テクニカルエンジニア(システム管理)試験	
○ テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験	
○ テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験	
○ 情報セキュリティアドミニストレータ試験	
○ 上級システムアドミニストレータ試験	
○ システム運用管理エンジニア試験	
○ プロダクションエンジニア試験	
○ ネットワークスペシャリスト試験	
○ データベーススペシャリスト試験	
○ マイコン応用システムエンジニア試験	
○ 第一種情報処理技術者試験	
○ 情報処理システム監査技術者試験	
○ 特種情報処理技術者試験	
○ オンライン情報処理技術者試験	
電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている方	理工Ⅴ(情報)
司法試験に合格した方 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の司法試験法(昭和24年法律第140号)の規定による司法試験の第2次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第7条第1項の規定により行なわれる司法試験の第2次試験を受け当該試験に合格した方	法律(弁理士の業務に関する法律)
司法書士	法律(弁理士の業務に関する法律)
行政書士	法律(弁理士の業務に関する法律)

平成 年 月 日

工業所有権審議会会長 殿

特別措置に関する申出書

ふりがな		性別	生年月日	
氏 名		男・女	1:明治 3:昭和 2:大正 4:平成	年 月 日
現住所	〒			
Tel 番号		FAX 番号		
E-mail				

(注)電話番号は、日中必ず連絡がとれる番号を記入してください。携帯電話でも結構です。

1. 受験に際して希望する特別措置（希望事項の左□欄にレ印をつけてください。）

- | | |
|--|---|
| ☐ 拡大鏡等の持参使用 | ☐ 照明器具の持参使用 |
| ☐ 補聴器の持参使用 | ☐ 注意事項等の文字による伝達 |
| ☐ 車いすで利用可能な机の提供 | ☐ 試験室までの介助者の同伴 |
| ☐ 椅子・机が非固定式 | ☐ 試験会場への自家用車の乗入れ |
| ☐ 拡大試験問題の提供 | ☐ 試験中の補飲食及び服薬等 |

論文試験の ☐ 解答作成用パソコンの提供マークシートに代わる ☐ チェック型解答用紙 の提供

上記以外に希望する特別措置があれば具体的に記入してください。

2. 特別措置が必要な理由

障害の種類、症状、程度等、特別措置が必要な理由を具体的に記入してください。

3. 添付書類（障害等の程度を証明するもの）

☐ 医師の診断書
☐ 障害者手帳の写し
☐ その他[]

平成 年 月 日

免除資格通知等再発行申請書

工業所有権審議会会長 殿

(ふりがな) 氏 名	
生年月日	1：明治 3：昭和 年 月 日 2：大正 4：平成
現住所	〒
電話番号(※)	
E-mail	(ある方のみ)

※電話番号は、日中必ず連絡が取れる番号を記入してください。携帯電話でも結構です。

申請の理由	(通知の毀損、紛失等)
申請書類	(該当書類の番号に○) 1 短答式筆記試験合格通知 2 論文式筆記試験科目免除資格通知 (必須科目) 3 論文式筆記試験科目免除資格通知 (選択科目) 4 短答式筆記試験一部科目免除資格(条件付)認定通知書 5 選択科目免除資格(仮)認定通知書
合格年度(※)	(上記1～3を選択した場合のみ記入) 平成 年度
免除選択科目名	(上記5を選択した場合のみ記入)

※上記1～3の書類のうち、複数を同時に請求する場合で、合格年度が異なる場合は、それぞれの合格年度が分かるように記入してください。

平成 年 月 日

送 付 先 等 変 更 届

工業所有権審議会会長 殿

願書提出後に使用
8頁「Ⅲ. 5. (1)送付
先、電話番号、氏名等
の変更」参照

受験番号 _____

ふりがな
氏 名 _____

1. 受験者の連絡先等

受験地(○で囲んでください)	性別	生年月日
1. 東京 2. 大阪 3. 仙台 4. 名古屋 5. 福岡	男・女	1:明治 3:昭和 年 月 日 2:大正 4:平成
電話番号(注)		
E-mail		

(注)電話番号は、日中必ず連絡がとれる番号を記入してください。携帯電話でも結構です。

2. 変更の事由が生じた日： 平成 年 月 日

3. 変更の内容

変更となった項目について、変更前・変更後の内容を記入してください。

変更項目	変更内容	
氏 名	(新)	(ふりがな)
	(旧)	
送付先	(新)	〒
	(旧)	〒
電話番号 (自宅)	(新)	
	(旧)	
電話番号 (携帯電話)	(新)	
	(旧)	

※氏名の変更の場合は、その事実が確認できる書類(戸籍抄本等)を添付してください。

(参考)実務修習について

1. はじめに

弁理士法の規定により、弁理士試験に合格された方が弁理士の登録を行うためには、合格後に、弁理士となるのに必要な技能及び高い専門的応用能力を修得させるための実務修習を受講して、すべての課程を修了することが必要です。

2. 実務修習の実施機関等

実務修習は、弁理士法第16条の3第1項の規定に基づき、経済産業大臣から指定を受けた指定修習機関が実施します。

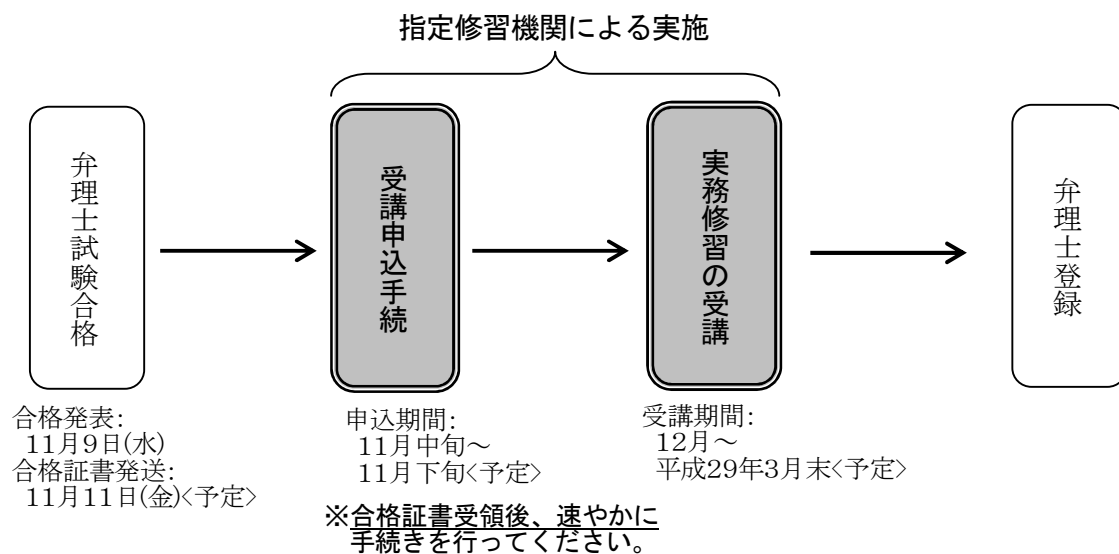
実務修習の受講申込手続きや、実務修習の概要につきましては、指定修習機関においてご案内しますので、指定修習機関のホームページ等をご確認の上、必要な手続きを済ませるようお願いします。

○指定修習機関： 日本弁理士会 東京都千代田区霞が関三丁目4番2号
(平成28年1月現在) (電話番号：03-3851-1211(代表) ホームページ：http://www.jpaa.or.jp/)

3. 弁理士試験合格者の個人情報の利用について

指定修習機関による実務修習の実施に当たり、受験願書等の記入を基にした弁理士試験合格者の個人情報(氏名・住所・電話番号)を当該機関に提供する場合があります。

4. 実務修習の主な流れ



※ 実務修習に関する内容は、直接、指定修習機関へ問い合わせてください。

弁理士試験に関する
問 い 合 わ せ 先

工業所有権審議会弁理士審査分科会事務局
(特許庁総務部秘書課弁理士室試験第一班)

TEL:03-3581-1101(内線 2020) E-mail:PA0113@jpo.go.jp